

彦三五番丁上組親交会地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		彦三五番丁上組親交会地区 まちづくり計画			
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市彦三町1丁目の一部			
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.2ha			
まちづくりの目標		<p>本地区は、武蔵地区に隣接した利便性の高い場所でありながら、地区内では落ち着いた街並みや静かな住環境が守られている。</p> <p>今後も、彦三大通り沿いの商業・業務施設と共存した良好な住環境と地域コミュニティを維持することで、住民が安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>			
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 静かで落ち着いた住環境を守るまちづくり (2) 安心して歩きやすく、きれいなまちづくり (3) 地域コミュニティを大切にすまちづくり</p>			
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	商業地区	住居地区A	住居地区B
		面積	約0.3ha	約0.4ha	約0.5ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。			
		(1) 自動車教習所、葬儀場又は業として遺体を保管する施設 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物			
		(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 建築基準法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの (6) 風営法第2条第1項第1号及び第4号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物	—		
		—	(7) 畜舎、自動車修理工場又はレンタル倉庫		

		商業地区	住居地区 A	住居地区 B
		建築物等の用途の制限	—	(8) 倉庫業を営む倉庫 (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) 建築基準法別表第 2 (へ) 項第 3 号に掲げるもの (11) 風営法第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号(風俗営業)に掲げる営業の用に供する建築物
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	土地利用等の制限	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する者を含む。)は、事前に彦三五番丁上組親交会(以下「町会」という。)と協議しなければならない。		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和元年11月29日(協定締結日)以前から営業している場合は、この限りでない。 (2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。 (4) 夜間に管理人が常駐しない施設にあつては、夜間の連絡先を町会へ通知するものとする。 (5) 店舗及び飲食店では、深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。)における営業を行わないよう努める。 (6) 彦三大通りに面する場合を除き、新たに自動販売機を設置しない。 (7) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないよう努める。 (8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (9) 駐車場、空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び雑草除去等の環境保全の対策を講ずるよう努める。 (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。 (11) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (12) 定期的に美化清掃に努める。 (13) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。 (14) 冬期間の道路除雪は、区域内の土地等所有者、管理者、事業者及び住民が協力し取り組む。 (15) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 		

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 11 月 29 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。